

サービス推進室では、医療安全に関する情報を収集し、看護業務で役立つポイント等を付加して提供しています。点検ツールとしてお役立てください。

No.1

厚生労働省は、『医薬品・医療機器等安全情報』No.374（2020 年 7 月）と No.379（2021 年 1 月）に、インスリンバイアル製剤の取り扱い時に専用注射器を使用するように情報を発信しています。

インスリンバイアル製剤の添付文書には、重要な基本的注意の項に『**インスリン製剤を調整又は投与する場合には、「単位」又は「UNITS」のメモリが表示されているインスリンバイアル専用の注射器を使用する必要があります**（2020 年 5 月の厚生労働省の通知により追記されました）』と記載されています。

専用注射器を使用しなかったことによる医療事故事例が報告されています。専用注射器を使用することで、医療事故の発生を防止することができます。

- 2020 年 11 月に、PMDA 医療安全情報 No.379 に記載の専用注射器の取扱いについて、以下の点に注意してください。
- ① タグやトレイを用いた注意喚起表示
 - ② 冷蔵庫への注意喚起表示
 - ③ インスリンの近くにインスリン注射器を保管する
 - ④ インスリン取扱い時のマニュアルを整備する

インスリン専用注射器が、夜間や緊急時に「在庫がない」とならないように、在庫管理の方法も具体的にしていると安心です。[また、インスリンバイアル製剤用の専用注射器の形態を周知する取り組みも大切です。](#)

詳細は以下の URL を参照ください

インスリンバイアル製剤の取扱い時の注意について（インスリン注射器の使用徹底）
<https://www.pmda.go.jp/files/000143590.pdf>